

地方独立行政法人明石市立市民病院職員退職手当規程

平成23年10月1日
規程第311号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人明石市立市民病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第36条第2項の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職し又は解雇された場合にその者(死亡した場合には、その遺族)に支給する。

2 この規程に基づく退職手当の支払は、職員（死亡による退職の場合は、その遺族）の申出により、口座振替の方法によることができる。

3 第4条及び第13条の規定による退職手当は職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとし、第14条の規定による退職手当（解雇予告手当に相当する部分に限る。）は、退職日までに支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 次の各号に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の額)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、退職日給料月額に支給率を乗じて得た額（以下「退職手当の基本額」という。）及び第12条により計算した退職手当の調整額の合計額とする。

(退職日給料月額)

第5条 前条に規定する退職日給料月額とは、退職の日におけるその者の給料月額をいい、職員が退職の日において休職（就業規則第12条第1項に規定する休職をいう。以下同じ。）、出勤停止（就業規則第40条第3号に規定する出勤停止をいう。以下同じ。）、減給（就業規則第40条第2号に規定する減給をいう。）、育児休業（地方独立行政法人明石市立市民病院職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）第3条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）、育児短時間勤務（育児介護休業規程第15条第1項の規定による育児短時間勤務をいう。以下同じ。）その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額をいう。

(支給率)

第6条 第4条に規定する支給率は、退職の事由及び勤続期間に応じ、別表第1に定める支給率とする。

(退職の事由)

第7条 前条に規定する退職の事由は、次の各号に掲げるものとし、その意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 自己都合等 就業規則第17条第2号による退職及び他の事由に属さない事由による退職をいう。

(2) 定年等 次に該当する退職をいう。

ア 就業規則第17条第1号による退職（就業規則第18条第2項の規定に

より延長された期限の到来による退職を含む。)

イ その者の非違によることなく勸奨を受けたことによる退職（理事長の承認を得たものに限る。）

ウ 通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。）による退職

エ 就業規則第17条第4号による退職（業務上の死亡を除く。）

(3) 業務外傷病 傷病による退職（業務上の傷病及び前号ウによる退職を除く。）をいう。

(4) 整理退職等 次に該当する退職をいう。

ア 就業規則第21条第6号及び第7号による退職

イ 就業規則第17条第3号による退職（業務上の傷病によるものに限る。）

ウ 就業規則第17条第4号による退職（業務上の死亡に限る。）

（勤続期間）

第8条 第6条に規定する勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第15条に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等（次の各号に定める事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）をいう。この場合において、育児短時間勤務の期間は、現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。以下同じ。）が1以上あったときは、次項に定めるところにより、前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

(1) 休職（就業規則第12条第1項第1号による休職のうち、業務上の傷病及び通勤による傷病による休職及び就業規則第12条第1項第4号による休職を除く。）

(2) 育児休業及び育児短時間勤務

(3) 出勤停止

(4) 前3号に定める他これらに準ずる事由

- 5 前項に定める除算する月数は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める月数とする。
- (1) 就業規則第12条第1項第5号に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間 その月数
 - (2) 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務をした期間 その月数の3分の1に相当する月数
 - (3) 前2号に掲げる期間以外の期間 その月数の2分の1に相当する月数
- 6 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、理事長が特に必要と認める場合にあつては、職員以外の地方公務員、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に使用される者又はこれらに準ずるものとして理事長が別に定める者（以下「地方公務員等」という。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、理事長が別に定める期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、第7条第2号ア又はイに規定する退職の事由により退職した者の在職期間については、1年未満の端数がある場合で、その端数が、6月未満であるときはこれを切り捨て、6月以上であるときはこれを1年に切り上げる。
- 8 前項の規定にかかわらず、第1項から第6項の規定により計算した在職期間が6月以上1年未満（第7条第2号から第4号の事由により退職する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

9 第7項の規定は、第13条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

10 就業規則適用前の就業規則適用に必要な免許を有するに至っていないことによる地方独立行政法人明石市立市民病院有期雇用職員就業規則（「有期雇用職員就業規則」という。）の適用を受けた期間がある職員については、当該有期雇用職員就業規則適用期間のうち、就業規則適用年度の4月1日から就業規則適用職員となった日の前日までの引き続く期間は、退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する。

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする規定が制定された場合において、当該規程による変定により当該変定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（1） その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、第4条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（2） 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第4条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第6項に規定する地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたこと

がある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第15条若しくは第17条第1項の規定により退職手当等（退職手当及び第14条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第8条第6項に規定する地方公務員等となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第8条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 第7条第2号イ及び第4号の事由で退職する者のうち、その者の就業規則第17条第1号に規定する退職の日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて100分の3を超えない範囲で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて100分の3を超えない範囲で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額

第9条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて100分の3を超えない範囲で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第9条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第11条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。

(退職手当の調整額)

第12条 第4条に規定する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(休職月等のうち次項に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円

(8) 第8号区分 零円

2 前項に定める基礎在職期間から除くこととなる休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 就業規則第12条第1項第5号に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

3 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号及び第3号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における前2項及び次項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事してい

た職務と同種の職務に従事する職員

- 4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表第2に定めるとおりとし、退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期、給料表及び職務の級に対応する職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において2以上の職員の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする
- 5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等の事由による退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零円として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者のうち自己都合等の事由による退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち自己都合等の事由による退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零円
- (4) 自己都合等の事由による退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合等の事由による退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零円
(退職手当の額に係る特例)

第13条 第7条第4号の事由により退職した者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条及び第9条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、地方独立行政法人明石市立市民病院職員給与規程

(以下「給与規程」という。)に規定する給料及び扶養手当の月額合計額とする。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第14条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 理事長は、退職をした者が懲戒解雇等処分（就業規則第40条第4号又は第5号に規定する懲戒処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。）を受けた者であるときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、退職手当等を支給しない。ただし、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給することができる。

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当等の額の支払を差し止めるものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当等の額の支払を差し止めることができる。

- (1) 当該退職した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により

判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当等の額の支払を差し止めることができる。

4 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止を行った後、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による措置を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による措置を受けることなく、当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合

5 理事長は、第3項の規定による支払差止を行った後、当該支払差止を受けた者が次条第2項の規定による措置を受けることなく当該支払差止を受けた日から1

年を経過した場合には、速やかに当該支払差止を取り消すものとする。

- 6 前2項の規定は、理事長が当該支払差止の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止を取り消すことを妨げるものではない。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、退職手当等を支給しない。ただし、第15条ただし書に規定する事情及び同条に規定する退職をした場合の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給することができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方独立行政法人明石市立市民病院再雇用職員就業規則(以下「再雇用職員就業規則」という。)第36条において準用する就業規則第40条の規定による懲戒解雇等処分(以下「再雇用職員に対する懲戒解雇等処分」という。)を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者(再雇用職員に対する懲戒解雇等処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、退職手当を支給しない。ただし、第15条ただし書に規定する事情を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給することができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による措置を行おうとするときは、当該措置を受けるべき者の意見を聴取するものとする。

4 支払差止に係る退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当等の全部又は一部を支給することとなったとき、若しくは支給しないこととなったときは、当該支払差止は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第15条ただし書に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずることができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇等処分を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する懲戒解雇等処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による措置は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による措置を行おうとするときは、当該措置を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第19条 職員が退職した場合（第15条に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員（有期雇用職員就業規則及び再雇用職員就業規則の適用を受ける職員を除く。）となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

2 職員が、引き続き地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められている場合において、理事長が特に必要と認めるときは、この規程による退職手当は支給しない。

(雑則)

第20条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によ

ることが著しく不相当であると認められる場合には、別に理事長の定めるところにより、又はあらかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成23年10月1日から施行する。

(引継職員に対する在職期間の特例)

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定及び地方独立行政法人明石市立市民病院への職員の引継ぎに関する条例（平成23年条例第18号）により明石市職員から引き続き法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）の第8条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間については、その者の明石市職員退職手当条例（昭和37年条例第15号。以下「退職手当条例」という。）第7条の規定による明石市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その者が明石市を退職したことにより同条例に基づく退職手当の支給を受けているときは除く。

(引継職員に対する退職手当の調整額の特例)

- 3 引継職員の第12条に規定する退職手当の調整額の基準となる職員の区分については、退職手当条例第5条の9に規定する職員の区分を含めるものとする。ただし、その者が明石市を退職したことにより同条例に基づく退職手当の支給を受けているときは除く。

(引継職員に対する退職手当の経過措置等)

- 4 前2項に規定するもののほか、引継職員の退職手当の特例及び経過措置については、明石市職員退職手当条例の適用を受ける明石市職員の例による。

附 則（平成24年3月28日）

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規定による改正後の地方独立行政法人明石市立市民病院職員退職手当規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、従前の例による。

- 3 別表第1にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までの間においては、附則別表アとし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間におい

ては、附則別表イとする。

附則別表ア

勤続期間	自己都合等	定年等	業務外傷病	整理退職等
1年	0.58800	0.98000	0.98000	1.47000
2年	1.17600	1.96000	1.96000	2.94000
3年	1.76400	2.94000	2.94000	4.41000
4年	2.35200	3.92000	3.92000	5.88000
5年	2.94000	4.90000	4.90000	7.35000
6年	3.52800	5.88000	5.88000	8.82000
7年	4.11600	6.86000	6.86000	10.29000
8年	4.70400	7.84000	7.84000	11.76000
9年	5.29200	8.82000	8.82000	13.23000
10年	5.88000	9.80000	9.80000	14.70000
11年	8.70240	13.59750	10.87800	16.31700
12年	9.56480	14.94500	11.95600	17.93400
13年	10.42720	16.29250	13.03400	19.55100
14年	11.28960	17.64000	14.11200	21.16800
15年	12.15200	18.98750	15.19000	22.78500
16年	15.08220	20.94750	16.75800	24.40200
17年	16.49340	22.90750	18.32600	26.01900
18年	17.90460	24.86750	19.89400	27.63600
19年	19.31580	26.82750	21.46200	29.25300
20年	23.03000	28.78750	23.03000	30.87000
21年	24.99000	30.74750	24.99000	32.48700
22年	26.95000	32.70750	26.95000	34.10400
23年	28.91000	34.66750	28.91000	35.72100
24年	30.87000	36.62750	30.87000	37.33800
25年	32.83000	38.95500	32.83000	38.95500
26年	34.39800	40.71900	34.39800	40.71900
27年	35.96600	42.48300	35.96600	42.48300
28年	37.53400	44.24700	37.53400	44.24700
29年	39.10200	46.01100	39.10200	46.01100

30年	40.67000	47.77500	40.67000	47.77500
31年	41.84600	49.53900	41.84600	49.53900
32年	43.02200	51.30300	43.02200	51.30300
33年	44.19800	53.06700	44.19800	53.06700
34年	45.37400	54.83100	45.37400	54.83100
35年	46.55000	55.86000	46.55000	55.86000
36年	47.72600	55.86000	47.72600	55.86000
37年	48.90200	55.86000	48.90200	55.86000
38年	50.07800	55.86000	50.07800	55.86000
39年	51.25400	55.86000	51.25400	55.86000
40年	52.43000	55.86000	52.43000	55.86000
41年	53.60600	55.86000	53.60600	55.86000
42年	54.78200	55.86000	54.78200	55.86000
43年	55.86000	55.86000	55.86000	55.86000
44年	55.86000	55.86000	55.86000	55.86000
45年	55.86000	55.86000	55.86000	55.86000

附則別表イ

勤続期間	自己都合等	定年等	業務外傷病	整理退職等
1年	0.55200	0.92000	0.92000	1.38000
2年	1.10400	1.84000	1.84000	2.76000
3年	1.65600	2.76000	2.76000	4.14000
4年	2.20800	3.68000	3.68000	5.52000
5年	2.76000	4.60000	4.60000	6.90000
6年	3.31200	5.52000	5.52000	8.28000
7年	3.86400	6.44000	6.44000	9.66000
8年	4.41600	7.36000	7.36000	11.04000
9年	4.96800	8.28000	8.28000	12.42000
10年	5.52000	9.20000	9.20000	13.80000
11年	8.16960	12.76500	10.21200	15.31800
12年	8.97920	14.03000	11.22400	16.83600
13年	9.78880	15.29500	12.23600	18.35400

14年	10.59840	16.56000	13.24800	19.87200
15年	11.40800	17.82500	14.26000	21.39000
16年	14.15880	19.66500	15.73200	22.90800
17年	15.48360	21.50500	17.20400	24.42600
18年	16.80840	23.34500	18.67600	25.94400
19年	18.13320	25.18500	20.14800	27.46200
20年	21.62000	27.02500	21.62000	28.98000
21年	23.46000	28.86500	23.46000	30.49800
22年	25.30000	30.70500	25.30000	32.01600
23年	27.14000	32.54500	27.14000	33.53400
24年	28.98000	34.38500	28.98000	35.05200
25年	30.82000	36.57000	30.82000	36.57000
26年	32.29200	38.22600	32.29200	38.22600
27年	33.76400	39.88200	33.76400	39.88200
28年	35.23600	41.53800	35.23600	41.53800
29年	36.70800	43.19400	36.70800	43.19400
30年	38.18000	44.85000	38.18000	44.85000
31年	39.28400	46.50600	39.28400	46.50600
32年	40.38800	48.16200	40.38800	48.16200
33年	41.49200	49.81800	41.49200	49.81800
34年	42.59600	51.47400	42.59600	51.47400
35年	43.70000	52.44000	43.70000	52.44000
36年	44.80400	52.44000	44.80400	52.44000
37年	45.90800	52.44000	45.90800	52.44000
38年	47.01200	52.44000	47.01200	52.44000
39年	48.11600	52.44000	48.11600	52.44000
40年	49.22000	52.44000	49.22000	52.44000
41年	50.32400	52.44000	50.32400	52.44000
42年	51.42800	52.44000	51.42800	52.44000
43年	52.44000	52.44000	52.44000	52.44000
44年	52.44000	52.44000	52.44000	52.44000
45年	52.44000	52.44000	52.44000	52.44000

附 則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する

別表第1（第6条関係）

勤続期間	自己都合等	定年等	業務外傷病	整理退職等
1年	0.49245	0.82075	0.82075	1.23113
2年	0.98491	1.64151	1.64151	2.46226
3年	1.47736	2.46226	2.46226	3.69340
4年	1.96981	3.28302	3.28302	4.92453
5年	2.46226	4.10377	4.10377	6.15566
6年	2.95472	4.92453	4.92453	7.38679
7年	3.44717	5.74528	5.74528	8.61792
8年	3.93962	6.56604	6.56604	9.84906
9年	4.43208	7.38679	7.38679	11.08019
10年	4.92453	8.20755	8.20755	12.31132
11年	7.28830	11.38797	9.11038	13.66557
12年	8.01057	12.51651	10.01321	15.01981
13年	8.73283	13.64505	10.91604	16.37406
14年	9.45509	14.77358	11.81887	17.72830
15年	10.17736	15.90212	12.72170	19.08255
16年	12.63142	17.54363	14.03491	20.43679
17年	13.81330	19.18514	15.34811	21.79104
18年	14.99519	20.82665	16.66132	23.14528
19年	16.17708	22.46816	17.97453	24.49953
20年	19.28774	24.10967	19.28774	25.85377
21年	20.92925	25.75118	20.92925	27.20802
22年	22.57075	27.39269	22.57075	28.56226
23年	24.21226	29.03420	24.21226	29.91651
24年	25.85377	30.67571	25.85377	31.27075
25年	27.49528	32.31722	27.49528	32.62500
26年	28.80849	34.0236	28.80849	34.10236
27年	30.12170	35.7300	30.12170	35.57972
28年	31.43491	37.4364	31.43491	37.05708
29年	32.74811	39.1428	32.74811	38.53443
30年	34.06132	40.8492	34.06132	40.01179

31年	35.04623	41.48915	35.04623	41.48915
32年	36.03113	42.96651	36.03113	42.96651
33年	37.01604	44.44387	37.01604	44.44387
34年	38.00094	45.92123	38.00094	45.92123
35年	38.98585	46.78302	38.98585	46.78302
36年	39.97075	46.78302	39.97075	46.78302
37年	40.95566	46.78302	40.95566	46.78302
38年	41.94057	46.78302	41.94057	46.78302
39年	42.92547	46.78302	42.92547	46.78302
40年	43.91038	46.78302	43.91038	46.78302
41年	44.89528	46.78302	44.89528	46.78302
42年	45.88019	46.78302	45.88019	46.78302
43年	46.78302	46.78302	46.78302	46.78302
44年	46.78302	46.78302	46.78302	46.78302
45年	46.78302	46.78302	46.78302	46.78302

別表第2（第12条関係）

区分	平成9年4月1日から平成19年3月31日まで適用されていた明石市給与条例におけるその者の給料表及び職務の級	平成19年4月1日から平成23年9月30日まで適用されていた明石市給与条例におけるその者の給料表及び職務の級	平成23年10月1日から平成28年3月31日まで適用されていた給与規程におけるその者の給料表及び職務の級	給与規程におけるその者の給料表及び職務の級
第1号区分			医師給料表5級	医師給料表5級
第2号区分	ア 医療職給料表（1）4級 イ 行政職給料表8級	ア 医療職給料表（1）5級及び4級 イ 行政職給料表8級	ア 医師給料表4級 イ 看護職給料表6級（部長に相当する職にあつたものに限る。） ウ 事務職給料表8級	ア 医師給料表4級 イ 看護職給料表6級（部長に相当する職にあつたものに限る。） ウ 事務職給料表6級（部長に相当する職にあつたものに限る。）
第3号区分	ア 医療職給料表（1）3級（部長に相当する職にあつたものに限る。） イ 医療職給料表（2）6級 ウ 医療職給料	ア 医療職給料表（1）3級（部長に相当する職にあつたものに限る。） イ 医療職給料表（2）7級 ウ 医療職給料	ア 医師給料表3級（部長に相当する職にあつたものに限る。） イ 医療技術職給料表7級 ウ 看護職給料	ア 医師給料表3級（部長に相当する職にあつたものに限る。） イ 医療技術職給料表6級 ウ 看護職給料

	表(3)6級 エ 行政職給料表7級	表(3)6級 エ 行政職給料表7級	表6級(部長に相当する職にあった者を除く。) エ 事務職給料表7級	表6級(部長に相当する職にあったものを除く。) エ 事務職給料表6級(部長に相当する職にあったものを除く。)
第4号区分	ア 医療職給料表(1)3級(医長の職にあったものに限る。) イ 医療職給料表(2)5級 ウ 医療職給料表(3)5級 エ 行政職給料表6級	ア 医療職給料表(1)3級(医長の職にあったものに限る。) イ 医療職給料表(2)6級 ウ 医療職給料表(3)5級 エ 行政職給料表6級	ウ 事務職給料表8級	ア 医師給料表3級(医長の職にあったものに限る。) イ 医療技術職給料表5級 ウ 看護職給料表5級 エ 事務職給料表5級
第5号区分	ア 医療職給料表(1)2級(医長の職にあったものに限る。) イ 行政職給料表5級	ア 医療職給料表(1)2級(医長の職にあったものに限る。) イ 行政職給料表5級	ア 医師給料表2級(医長の職にあったものに限る。) イ 事務職給料表5級	ア 医師給料表2級(医長の職にあったものに限る。) イ 事務職給料表4級(係長の職にあったものに限る。)
第6号区分	ア 医療職給料表(1)2級(副医長に相	ア 医療職給料表(1)2級(副医長に相	ア 医師給料表2級(副医長に相当する職	ア 医師給料表2級(副医長に相当する職

	当する職にあつたものに限る。)	当する職にあつたものに限る。)	にあつたものに限る。)	にあつたものに限る。)
	イ 医療職給料表(2)4級 ウ 医療職給料表(3)4級 エ 行政職給料表4級	イ 医療職給料表(2)5級 ウ 医療職給料表(3)4級 エ 行政職給料表4級	イ 医療技術職給料表5級 ウ 看護職給料表4級 エ 事務職給料表4級	イ 医療技術職給料表4級 ウ 看護職給料表4級 エ 事務職給料表4級(係長の職にあつたものを除く。)
第7号区分	ア 医療職給料表(1)1級 イ 医療職給料表(2)3級 ウ 医療職給料表(3)3級 エ 行政職給料表3級	ア 医療職給料表(1)1級 イ 医療職給料表(2)4級 ウ 医療職給料表(3)3級 エ 行政職給料表3級	ア 医師給料表1級 イ 医療技術職給料表4級 ウ 看護職給料表3級 エ 事務職給料表3級	ア 医師給料表1級 イ 医療技術職給料表3級 ウ 看護職給料表3級 エ 事務職給料表3級
第8号区分	上記以外	上記以外	上記以外	上記以外